令和元年第７回土佐町農業委員会

１．開催日時　　令和元年９月 27 日　午前９時～
２．開催場所　　土佐町役場第１会議室
３．出席委員　　（１４名）
　　1 和田正夫・2 和田勇・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・6 仁井田亮一郎
　　7 伊藤正枝・8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・11 竹政寛・12 永野博隆・
　　13 西村尚・14 細川盛次
４．欠席委員　　3 伊藤弘康（1 名）
５．職務による出席者　　農業委員会事務局　局長　伊藤敏雄　　書記　出島美穂
６．議事日程
　　議案審議
　　第１号議案　　農地法第３条による許可申請について
　　第２号議案　　農地法第４条による許可申請について
　　第３号議案　　非農地証明について
７．会議の次第

事務局　出島：おはようございます。只今から令和元年第７回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員は伊藤弘康委員です。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和元年第７回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。13 番西村尚委員、　14 番細川盛次委員の２名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第１号議案農地法第３条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局　出島：第１号議案農地法第３条による許可申請について説明します。３条の許可については町の許可になります。譲受人、　　番地、　　さん。譲渡人、　　番地、　　さん。土地は田井字城ノ谷　　面積 1129 平米で、計１筆で 1129 平米。地目は畑、現況は畑です。場所は、オコゼハウス近くの　　さんの自宅前です。贈与による持ち分 1/2 の所有権移転で、持ち分１/2 ずつの共同名義にすることが目的です。今後も畑として利用予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると 6,502 平米となります。申請人は隣家で、長年、口約束により該当地を共同利用してきたが、登記は　　さんの名義になっており、今回の申請により、登記を整理したいと聞いています。現地確認、書類審査の結果、農地法第３条第２項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の和田会長より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：この件については、担当は私ですが、説明は事務局の通りです。本件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第２号議案農地法第 4 条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局　出島：第２号議案農地法第４条による許可申請について説明します。転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。申請人は　　番地、　　さん。土地は宮古野字高笹　　2,450 平米。地目現況とも田です。場所は申請人の畜舎隣接地です。転用目的は育成牛用畜舎の建築並びに粗飼料置き場です。現状 75 頭飼育乳牛の経営規模を 5 年後目標で 105 頭に規模拡大するため、476 平米の新たな育成牛用

畜舎を建築する計画です。農振の除外手続きが終了しましたので転用の申請です。隣接農地はありませんが、畦畔部分を挟んで北側の農地の所有者には口頭により転用の同意を得ています。この農地への日照影響がないよう北側を６メートルあける計画です。立地基準、一般基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。担当の伊藤弘康委員より確認の書類をいただいております。以上です。

会長：担当の伊藤弘康委員は欠席です。

事務局長：現在の'　さんの牛舎のある北側に建設されます。転用許可が下りると、県のレンタル畜舎の事業を受けて、酪農組合がレンタル畜舎を立て、　さんが借り受けるようになります。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法４条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第３号議案非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局　出島：第３号議案非農地証明について説明します。申請人は:　番地:　さん。土地は、田井字カンサイ畝　面積190平米。の１筆です。登記地目畑、現況は山林です。場所は田井末広団地の一番上、　さん宅横から奥に、180mほど入ったところです。転用された時期は昭和時代で詳細は不明。耕作不便の上、耕作をしなくなり、現在は雑木が自生し、山林化しています。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により 10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から２０年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は30年以上耕作がされていないことを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。非農地証明後は、息子さんへ贈与する予定だと聞いています。以上です。

会長：本件の担当農業委員は私です。トキワ苑の裏手を山にあがったところです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。

以上で議案審議を終わります。

会長：それでは以上で第７回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長　和田正夫

議事録署名委員　西村尚

議事録署名委員　細川盛次